烽火

No. 28

(関西)共産主義者
同盟政治機関紙

■編集発行人　岡　誠
■連絡先　京都市左京区
一乗寺釈迦堂町８　西沢
昭昌方　岡　誠
ＴＥＬ　京都(78)６７８９
■料　金　半年分(12回)
200円(郵送料込み)

分裂策動と恫喝をハネ返せ

仲裁裁定とわれわれの立場

公労協に対する仲裁裁定が、呈示され、今年の春闘は終了をつげた。

平均三千二百九円というのは、四・一七ストの分裂を実現するための鉄鋼回答そのままである。鉄鋼相場をうち破るという目標を設定された四・一七ストが挫折した限り、当初より完全に予想されていた金額ではあるが、問題はその内容である。

格差問題の本質

本年の仲裁の第一の特徴は、いわゆる〝格差問題〟である。公労協の中に格差があるとか、ないとかの論議の設定は、労働者階級解放の立場からではなく、資本主義再生産の立場から、評論家や学者が、「労働経済」として問題を設定するさきにはじめて出てくる問題である。従ってそれは、労働者階級をいかに〝分裂さして、支配するか〟という資本家階級の労務政策の立場からうち出された問題であり、その政策の〝調整〟を意味するものである。それが証コにこの問題を言出したものは当局、公社側であり、あれほど意織的に騒がれたにもかかわらず公労委の中でさえ何ら合理的、科学的な回答は、うち出されなかったのである。これは「生活の前に経済をおく」ことを徹底して戒め、労働者階級の現実的な生活要求を組織化する実践的労働運動の立場とは無縁である。労働者階級への構造的な分裂支配を維持するテコとして、公労協労働者の完全な無権利状態をつくり出し、国家の賃金政策の完徹を保障するという国家独占資本主義の労働支配様式の矛盾として公労協労働者が救いがたい生活困難におち入っているということ以外にこの問題の焦点があろうか。だとすれば、問題の解決は、電通なり、国労なりで自発的に、労働者の現実の生活から出発して大衆的に決定された要求を、春闘のカナメとして、また、賃闘を政治闘争に転化する鍵として、最後まで、貫徹していく以外にはありえないはずである。

しかし、民間はモノトリ主義的な観点から、この資本家階級の宣伝にのっかり、格差問題を春闘指導のポイントにすえた。その結果は、今次仲裁にみられるごとき巧妙な分裂策動をひきだしたのである。政府は、回答に格差をつけ労働者双方を対立させることによって、低賃銀を陰ペイしようとし、さらに進んで、公労協のハカイをねらったのである。民同指導部はこれに対決するどころか、逆に利用している。すなわち国労指導部は他の企業との〝格差〟をつけたことで、下部労働者のツキあげをナダメ、裏切りを合理化して自己の支配強化をはかり、電通幹部は、公社との間にマル秘事項として一号俸すっとばしをボス交し、解決を企業内にとじこめながら、電通労働者に国鉄労働者全体への敵体をあふることによってこれまた自己の裏切りを合理化しているのである。伝えられる電通と国鉄の「対立」は、民同の経済主義的指導の弱点をついた政府の分断政策奏功の典型的な姿である。

戦闘的労働者は、仲裁をめぐる民同内部の争いに、加担することなく、また一るの幻想だに抱くことなく、その争いの反労働者的性格をバクロせねばならない。そうした争いと混乱を生みだすことこそ、今次仲裁の最大の巧妙さと、その資本家的意図があるのだから。就中、電通、全逓、専売労働者は笠原一派のこの問題を利用した公労協分裂策動と徹底的に闘いぬかねばならない。

合理化協力を強要

仲裁の第二の特徴は〝生産性向上〟を労使双方に義務づけたことである。これは〝ヨーロッパなみの生産性〟〝ヨーロッパなみの賃金〟という総評幹部の経済主義的指導を逆用したものである。第二次大戦後全世界的な規模で進められた資本主義の合理化運動を、一九二〇年代の教訓をもとに、労資協調の国民的運動にしようとしたのが、生産性向上運動である。だからそれは、ひところ伝えられたようなＭＳＡの物資基盤という狭あいな、あるいは一時期のものでなく、資本主義の体制的なものである。それは合理化がそうであるように、あらゆる時期にすすめられるものである。生産性向上とは、合理化への全面屈服と協力の約束である。再び、これがクローズアップされているのは、烽火二十七号でのべたごとく、合理化が第二のヤマにかかっていることに照応している。春闘賃上げの裏取り引きとして、電通首切り法案、全逓合理化審議会設置、安全輸送事務近代化への武装解除がすすめられていることが、この〝生産性向上〟の内容をなしているのである。民同はこれまで〝妥協はあっても協力なし〟の路線をすすめてきたが、いまや大きく協力路線＝全労路線に傾いている。

分裂の動因＝民同の経済主義を下から乗りこえよ！

ブザマな民同

仲裁々定にみられる資本の意図は①全産業にわたる最低平均三千二百円を〝平均〟としての法的根拠を与え、それ以上の賃上げを封殺し、②格差をもうけることによって、公労協労働者の中へ重大な分裂をつくり出し、その戦闘力を封殺しながら、③生産性向上の約束をとりつけることによって、合理化への武装解除を強要することである。

しかし、この資本の意図を導き出し、その貫徹を保障しているものこそ、民同の経済主義的指導である。労働者階級を各企業ごとに分断する高度な労務政策をもち、年功賃金、職務給といわれる企業内的な賃金形態を発達させている国家独占資本主義。二重構造という形で、労働者階級の内部に深刻な分裂をつくり出し、比類なき強蓄積を保障している日本資本主義。労働者階級内部の基幹部分を国有企業に包括し、その労働条件を強権的に低劣なものにしながら全産業の労働者への統一的な資本の意志貫徹を実現しようという国家独占資本主義。一九一〇年代とは異ったこうした複雑、高度な労働支配体制のもとでは、第二インター的経済主義（太田薫「現代の労働運動」では、これが、労働組合の原理だそうである）は、はじめから資本の側の計算の中に入っており、それでは労働者階級の現実的な生活擁護、初歩的な団結の実現さえおぼつかない。この全体制に対し、全面的に対決する闘争＝政治闘争への発展＝を展望した指導がない限り、単なる経済主義は、全労コースへの不断の傾斜を内包している。「日本的組合主義」なるものは、資本の政策が高度になるにつれて〝左翼性を表示する〟ものとしてではなく、日本的労使協調＝全労型＝の別名として機能していく。

既に電通には、それが顕在化している。「労働力の売手の同盟」と位置づける笠原、片山の指導は組合機能一元化、反対派しめ出しによって上からの統制を強化し、「格差うめあわせ」の秋闘を怒号している。これは彼らの論理から一見戦闘的言辞によって合理化されながら、客観的には、政府の敷いたレールに合致して、職場における公社の圧倒的進出、公労協内部の分裂の拡大、闘争の企業内封じこめとして機能している。

さらに〝職場闘争にもとづく総合労働協約を〟という民同のつぎの闘いのスローガンも、この〝経済主義〟のもとでは必然的に後者（総合労協＝下部へゲモニーの封殺）に重点が移行せざるをえないのである。

仲裁裁定から導きだされねばならない最大の教訓は「売手の同盟」論が常に資本の政策の前に無力であって、指導部の主観的意図とは別に、労働者内部の分裂の拡大、労働者大衆の不信の拡大、組合空洞化を不断に生みださざるをえないということである。

われわれはこの事実を全力をあげて暴露するとともに「売手同盟論」がもつ他の側面＝戦闘的言辞によらずしては、自己のギマンを合理化できず、その結果、絶えず空砲を必要とする＝に着目し、全力をあげて、つぎの闘いを準備せねばならない。つぎは、明らかに合理化闘争であり、いっそう波乱に富んだ場面とわれわれの登場を許す局面となるであろう。

三菱長船支援のために ①

企業連コースねらう資本

三菱重工業成立と労働運動

六月一日をおって三菱重工業が成立します。三菱三社の合併は、既に多くの論者が解明しているように、単に造船産業の再編をもたらすだけでなく鉄鋼産業の特殊鋼生産部門等にみられる合併集中運動をいっそうおし進めるものです。

いいかえればこの合併集中運動は日本独占資本の今後の動きを代表するものであり、そしてそれを一層提進させるものです。

しかしながら私たちはこの一夜にして成立する日本で一二を争うマンモス企業の力、支配力、その巨大さに目がうばわれてはならないのです。注目しなければならないのはなやかな合併劇と同時に進行している労働者階級に対する攻撃であり、この攻撃がこれまでとは違った性格をもっていることです。

攻撃の性格が変化したことは、合併という事態が、労資に新らしい対決の場を提供したことの結果ですが、いっそう重要な点は、この新らしい対決の場において、社会民主主義者、社会党がどんなにジタバタしても勝利しえないということです。

攻撃の性格については具体的に今春闘の分析のなかで明らかにされねばなりませんがそれを一口でいえば、全労育成コースから企業連合による御用組合化コースへの転換といえましょう。

三菱重工業が成立するなかで労働者に対する攻撃のなかには、この企業連コースという一本の糸が通っています。

いま、簡単に三菱造船部門について主要三労組の現状をみてみますと、新菱重神船支部は民社独裁菱日重横船支部は三・一で民社。三菱長船分会が四者（社・共・民社・社研）同等ですが、今かりにこの三つの労組で企業連を結成したとすると、企業連は民社が圧倒的多数派になり、企業連による長船へのケンセイ、孤立化政策をゆるしてしまいます。

さらに造船産業全体で検討するならば、現在の大手労組の勢力関係は次のようです。

○全造船（中立）―三菱、菱日重横船支部、石川島、川崎、浦賀鋼管
○造船総連（同盟会議）―新菱重神船支部、日立、三井、播磨

現時点では、総評と統一行動を組んでいる全造船の方が勢力が強いといえますが、いまかりに、三菱重工業のもとに企業連合が結成され、そしてすでに企業連を結成している石川島播磨と提携したとしますと、地図は大巾にぬりかえられます。

○企業連―三菱（三菱、播船、神船）石川島播磨（石川島、播磨）
○全造船―川崎、浦賀、鋼管、
○造船総連―日立、三井

すなわち、企業連合グループが造船産業の労働運動の中心的存在になってしまいます。

三菱資本の企業連コースにのっとった攻撃はこのような現実的基盤の上にたって展開されています。

これに対し、労働プランを作成したり、労働組合の次元で御用幹部とハリあっても勝ちめはありません。

三菱資本のねらいについて簡単にふれましたが、以下では、労資攻防の眼となっている全造船三菱長船分会の春闘にそって三菱資本の攻撃を浮きぼりにします。

その前に新菱重神船支部、菱日重横船支部についてふれておかなければなりません。さきにも述べたように資本のねらいは単に三菱長船の戦闘的運動を粉砕してそれを同盟会議へ加入させるというよりも、御用幹部を最大限利用し、単組のワクをはみでた次元での攻撃をかけるることにあるからです。

神船は有名な御用組合であり、自らストライキをしないという「輝かしい伝統を維持」（彼ら自身の言葉）することを誇りにしています。

一方横船は過去には輝かしい闘いの歴史をもっていますが、昨年の選挙で大巾な民社の進出を許してしまいました。横船での「左派」（社・共）の敗北はもちろん、御用幹部と結託した資本の新たな攻撃に対決できなかったことにあります。

資本の走狗刷同＝民社党

新菱重・菱日重二社共調路線

〈二社共調路線〉

こうして、資本―神船―横船ラインと、全造船―長船ラインの対決というかたちで、今春闘がはじまりました。

長船分会内ではこれが、刷同（民社）―同志会右派（社会）ライン対社研―同志会左派―共産ラインとしてあらわれます。

まず現われたのが、横船が提起した二社共調路線です。これは合併を目前にして、企業連合への実質化をめざした三社共闘会議の結成よびかけですが、これを菱労（長船）が拒否するや、横船は神船との二社共調路線（同時要求、同時妥決）を打ちだし、上部団体の全造船へのスト権委議を拒否しました。

この二社共調路線は全造船の闘いを分断させ、三菱労を孤立させることをねらいとして打ちだされましたが、こうした策動が、労働者全体には決してよい結果をもたらさないことはいうまでもありません。

〈本給調整攻撃〉

二社共調路線を打ち出し、三菱資本におべっかを使った横船・神船の御用幹部たちは、その「功績」がむくいられることを内に期待し、会社の回答をまちました。（要求三、五〇〇円）

だが、三菱三社の回答は賃上げゼロ、本給調整金一、四〇〇円でした。（ちなみに、他は鋼管二、一〇〇円、石播一、九一六円、呉一、七五〇円、ＳＳＫ一、五六五円、三井一、五五〇円、函館一、四〇〇円、川崎一、三五〇円、四月六日現在）

横船幹部はピエロの役を演じました。この回答に妥結するよう神船によびかけたのです。だが、本給調整金とは合併にともない、三社の本給を統一するための予算ですが、神船では賃下げになる人も出てきました。いくら御用幹部でもこれは飲めません。神船は回答を撤回せざるを得ません。横船もこれに続きました。

本給調整金とベースアップをすりかえた資本の攻撃は、闘争の分断の間をぬって、御用幹部にさらにいっそうの屈服を強いるものでした。

二社共調路線の破産と資本の攻撃の激化

〈四・一七ストライキ〉

やがて公労協半日ストが準備され、造船労働者の闘いもそれに刺激されながら盛りあがりをみせてきました。

だが四・一七の敗走は急速に妥結ムードをまきおこし、三菱資本はこの期を逃さず本給調整金二、五〇〇円の回答を出し、神船は金

（二面へつづく）

6・15記念労働者政治集会

▼　報告・討論・職場の報告
▼　春闘総括と憲法闘争

日時：６月15日　午後６時
場所：府立労働会館
主催：（関西）共産主義者同盟

6・16政治集会へ集ろう！

全関西の戦闘的労働者諸君！

われわれは、昨年十一月六日のロシヤ革命記念政治集会につづき第二回目の戦闘的労働者の集会として、六・十五記念集会を提起する。

四年前の六月十五日、あの巨大なエネルギーを発揮した安保闘争が、資本の野蛮な刃と社共の裏切りによって絞殺されることを象徴するかのごとく、わが同盟の樺美智子はその若き生命を絶たれた。

新しき政治指導を目指すすべての戦闘的部分が、永遠に六・十五を新たな決意をうちかためる日としなければならない。

この政治集会では、春闘の裏切りと敗北の階級的意味をかみしめ新たな資本攻勢＝憲法改悪に対する洪水のごとき小ブルイデオロギーの流布の中へ自己の立場を宣明にしていく礎とせねばならぬ。そして、孤立分散しながら闘うすべての戦闘的分子が徹底的な討論の中から交流を深めねばならない。

「憲法闘争」とわれわれの立場

松村三郎

過去八年間にわたるブルジョワの改憲準備が体系として完成されその堂々たる理念の開陳は、憲法闘争におけるあらたな段階を、すなわち個々の「改正」条文でかざられた露骨な帝国主義支配の体系の打倒を明らかにしなければならぬ段階をむかえた。

日共の「憲法論」

最近の「憲法」闘争を論じた「前衛」五月号青山論文は憲法論の原理についていくつかの御託をならべている。いわく憲法の全体像は憲法理念、憲法規範、憲法機関の総合であると。そして、それが資本主義的上部構造の矛盾に富んだ社会現象であるばかりでなく「対米従属下の制定であるために深刻な矛盾を内包している」らしい。

「前衛」はかくて「憲法論の実践性」においてつぎのように教える。「マルクス・レーニン主義者は史的唯物論の諸原則を日本の現実を分析する武器とし、その成果にもとづいて憲法論を構成しなければならぬ。かくてはじめて、日本の憲法はイデオロギー的にも、規範的にも、そしてわれわれの具体的生活関係と結びついた具体的憲法関係としても、総合的に全体として把握されることが可能になるのである」「われわれは国家主権＝独立の回復と国民主権＝人民の権利保障のふたつの憲法問題を中心に、一切の大衆運動（平和…労働運動）を憲法的に集約する独自の指導性を発揮することができる」

「マルクス・レーニン主義者」を潜称する「前衛」は、まず憲法の矛盾を対米従属にもとめる。そしてこうした具体的憲法関係は、現実の矛盾と大衆の生活的要求をかかげた運動を憲法的に「集約」してしまう。

とするならば、憲法論の矛盾の根源としての具体的生活関係なるものもすべて憲法的に集約する独自の指導性のなかに矛盾なく説明されてしまう。これが「マルクス・レーニン主義者」の「実践」なのだ！

憲法の全体像がなぜ矛盾にあふれた存在であるかをわれわれは戦後の反動化における政治的情勢と社会的欠陥の基本的な関係から明らかにするであろう。しかしさしあたってわが「前衛」の主張は二重の誤りをもつことを指摘すれば十分である。まず現実的生活関係の矛盾はプロレタリアの対米従属からでなく、資本への隷属から発生し、つぎに大衆の闘争は憲法的に集約できるどころか、資本への闘争として改良↓革命的に集約されなければ指導性などは最大の反動的空語になるためだと。憲法的に集約（平和的民主的条項の完全実現のことらしい）する指導性を主張したり、対米従属論を憲法論のなかにさぐるという〃実践〃はやめて、もとの「要求御用聞き」にわが「前衛」は戻るべきではなかろうか？諸君にとってもその方が誤謬の論理を「訴え」るよりもはるかに苦悩が少いはずだ。

理念ではなく現実利害の問題である

憲法論をめぐる、社共既成左翼あるいは新左翼一部にみられる決定的誤謬は、ブルジョワたちから仕掛けられた憲法論争を、たかだか憲法論の枠内か、政治的反動化の過程という二次元的空間のなかでしか理解せず、その理解の剰余を「反動化」「スタの裏切り」で埋め、そこで一挙に「革命」の原理的展望までタナ上げしてしまうことである。だから彼らは、護憲論に象徴されるごとく、憲法を政治的条文として理解しても、社会的体系として理解しない。だから、「社会主義革命の主体をつくる」（社青同）はずのものが、ブルジョワ内部のわずかの護憲派の良心（？）に訴えても、「平和革命の主体」の形成すらひきおこすことはできない。だから「市民主義」を批判しても、ますます「戦闘的な」反スタの〃憤激〃にこりかたまった市民主義となるだけなのだ。まして構改派にいたってはブルジョワジーにかわって資本主義の「プラン」を生みださねばならぬと思いこむ有様である。

すべてこれらのことは、憲法論の内在的な矛盾の止揚をめぐっておこっている。

なぜ、現実の大衆にとって「護憲」は、具体的な意味をもちうるのか？それは理念の問題ではなく、現実的利害の問題であるためである。新憲法感覚すらも、最も徹底された個人的利害の追求の政治的精神である。それは、何とか条の実現を要求するよりも、現実的生活と体制上の支配の政策そのものに対する闘争として展開されてきたし、今もそうではないか？それ以上の「護憲」とはなにか？理念のあおざめた横顔は、政治的立場からみればただ国家と社会制度がうまくやってゆくために一刻も早く墓場に追いやるべきものにすぎない。

〃完全実施〃は現実的か

国家が、現実の社会的弊害を見、憲法論の矛盾をどれだけ感じようと、国家自身はその原因を、人力の及ばぬ「自然法則」のなかにもとめるか、私生活のなかにか、行政の反目的性のなかにもとめ、大国日本の論理的な帰結のなかに、国際情勢の客観的推移のなかにもとめることとしかしない。自衛隊は存在する、それゆえに改憲せねば違憲である、というブルジョワの論理を、新憲法契約違反だと泣きつくとしても、泣きつく相手はもはや最高裁という国家機関ではありえず、まして他のどのような国家機関でもありえない。

政治的理解力が鋭くすればするほど、社会的欠陥を把握するその能力はますます弱くなる。だからマルクスは、ロベスピエールがひどい貧窮と莫大な富とを、純粋民主主義の障害としてしか考えない、だから彼が望むのは万人のスパルタ式節検を樹立することである。と指摘したのだ。護憲論と、何とか条項完全実施論者は、意志の全能と無謬性、自己完結の永遠性を信じこませることによって、大衆が彼らの社会的欠陥を自らの手で止揚する途から目を外させているのだ。それとも、自衛隊三十万人の「就職先」をプランとしてだせば、第九条は「守れる」と考えているのか？

〃戦後民主主義〃とは

戦後、民主主義は、たしかにひとつの政治的精神である。しかしそればかりでなく、それはひとつの社会的本能でもある。運動を憲法的に「集約」しようとするわが愛国主義者も、民主主義を神棚にあげて礼讃する護憲論者も、実は憲法闘争は国会のまわりの闘争だとぐらいにしか考えない。でなければそれは「集約」する前衛の脳細胞の運動なのであろうか。あるいは憲法闘争の枠を必死に追いもとめるあげくのはてに、わからぬままに「革命」までひろげて無謬の不安を感じている一部新左翼グループの「空洞化」もある。要するに、既成左翼諸潮流は、ながい激烈な闘争の過程で、権力と国家形式の打倒という手段に至らぬままに、あるいは明日にも至るという幻想をふりまきつつその闇に運動の真の目標に対する理解をついにもたなかった。憲法論をめぐる「実践」がそれを明らかにしている。戦後民主主義の評価を、憲法感覚の「定着」などと呼ぶのは自由であるが、この過程が、政治的共同体からの大衆の疎外が、行政権優位の国家権力の組織活動として着々と進展し、その疎外—孤立の止揚の要求が部分的、あるいは四・一七のごときストライキの下部を支えたものであることをみなかったら、そして、それ以上に強烈な、労働者が自己の労働のために分離される共同生活体からの孤立が重複して蓄積されつつあることをみないとするならば、要するに「定着」も「集約」も無意味である。われわれが戦後民主主義という時、それは、あれこれの政治的精神を指すよりもこうした社会的本能のますます拡大する著積を意味しているのだ。

憲法を社会的体系として明らかにせよ

さてわが「前衛」も、あるいは他の政治潮流も労働者解放闘争における政治運動の意義を否定しない。それどころか「政治的」結集のためにストをやめろと「訴え」る始末でさえある。ここで社会革命一般について論じる余裕は全くない。（これについては、共産主義第十七号で明らかにする予定）問題を憲法闘争にかぎるとしてもこうした視点から生まれる「憲法論」と「憲法闘争」は決して上部構造の問題として集約されて「政治的」に表現されていくかぎりでは、現実の日本帝国主義の反動化には対処できない。西独再軍備をはじめ憲法改悪のすべての過程は「前衛」たちの頭脳の外でおこった事件と情勢の展開によって導かれたことは明白である。したがって個々の条文と民主＝虚偽の政治的精神の幻想を追いまわすのでなく、まさに憲法を政治的条文として理解するのでなく、社会的体系として明らかにすること、これがわれわれの第一のスローガンであった。

帝国主義憲法の陰謀粉砕

さて、結論を急ぐならば、第二のスローガンはかくて、帝国主義的憲法の陰謀粉砕、でなければならない。これについてはわれわれのふるい主張であり、内容をくり返すまでもない。そして、この帰結は、憲法闘争において争われるべき体制の問題への対応がわれわれの課題であるということに外ならない。したがってかかげるべき第三の標語は、安易な「政治宣伝の独自」活動だけであるのではなくて、個々の賃金闘争、反合理化闘争の徹底化を、その本質において、社会的本能の鋭敏な訓練としてうけとめる労働者階級の生産点における闘争の普遍的な意味を明らかにし、社会的欠陥を自らの手で止揚する労働者組織の形成でなければならない。かくて「憲法闘争」はただの市民主義闘争たることをやめ、条文の解釈違反の異議申請たることをやめ、社会的体系への闘争としての展望を持つ可能性をみずから明らかにするであろう。学生の闘争はその出発点における「意識性」をみずからの運動として具体化し、事物として現出させるために、広範な全国的規模での運動工作者としてあらわれねばならない。

（注）憲法をめぐる情勢とおよび社会党＝護憲論については次回に譲る。〔五・二二〕

反動的党内闘争状況を超えよ！

『一枚岩』神話の偽瞞性暴露

—日共の志賀・鈴木除名について—

日本共産党が志賀・鈴木両幹部会員を除名した。その直接のいきさつは周知のところである。志賀代議士の国会における「部分核停条約賛成投票」は、ブルジョアジャーナリズムの好餌となった。日共内の、ソ連派と中共派の対立後者の優位と除名断行による中共派の党内統制の確立、をそれは伝えている。

ある程度までそれは事実であろう。だがわれわれは、プチブル的軽信性よろしく、ことの意義を軽んじてはならないだろう。この茶番は、階級闘争の歪んだ反映なのだから。

志賀氏のうった猿芝居は見えすいている。「部分核停条約」の錦のミハタにかくれてソ連共産党への忠勤をはげんだにすぎない—ミコヤンの訪日を機会に、そしてミコヤンに大きく心理的に助けられて。その行動は、戦闘的労働者にとってただ憤激と嘲笑の対象でしかない。

それは志賀氏の社民化の完了の気のぬけた合図であり「獄中十八年」の後光の最後の「輝き」である。中国共産党の全面的な「指導」をさずかって帰国した宮本書記長が除名の先頭にたった。だが、中国派＝日共主流派こそ、日本における階級闘争の、現在と将来にわたる最も精力的な反労働者党であることを、つい最近われわれはまたしても経験したばかりである（四・一七のスト破壊！）。

このことは、鈴木除名に端的に示されている。鈴木市蔵氏の除名には、事実上、四・一七闘争における氏の「動揺」が、作用している。四・一七スト破壊の日共中央方針に反対の立場をとったことすら、鈴木氏を党内においてはならない、というわけである。かように労働者階級との敵対に寸分といえどもその「武装」をおろそかにしないのが日共である。

鈴木氏の背後に、少なからざる労働者党員がある。ということが重要である。いうまでもなく、われわれが鈴木氏に幻想をいだくようなことは考えられもしない。問題は、労働者党員が、労働運動の前進へなんとか進めようとまじめに考えれば考えるほど、全国闘争の権力との対時局面で党が労働運動に敵対しているのではないかと感ぜざるをえないこと、すなわち日共綱領運動路線と現在のあるべき労働運動展開との非和解性、日共イデオロギーとプロレタリア解放原理との敵対的乖離、の露呈が四・一七を契機に、除名という歪んだそしてさしあたっては微弱なかたちで、現われていることである。

党勢の絶頂期に不断に反対派を生みだすことは、日共の宿命的進路である。どのような統制で「一枚岩」を保持しようとしても、労働者は虚偽の図式に包括されるよりも階級闘争の現実につき動かされるからである。

だが、日共中央に反対する部分が、その物質的、イデオロギー的心理的支柱を、ソ連とその党に見出している。ということに、日共党内闘争の犯罪性がある。ソ連党路線か中国党路線か、の争いでは階級闘争が提出する問題にならない。運動の日和見と破壊しかないからだ。鈴木、志賀両氏の行動とその除名は、いわば仮象である。党内闘争がこの仮象の域にとどまるかぎり、それは永遠に非生産的不断に退廃的である。この仮象をひき裂いて普遍的な階級闘争の原理をひき出すことこそわれわれの任務である。

大衆闘争の烽火を！

京大社学同の勝利的前進

四・一七ストの裏切り的中止が権力の手に情勢の主導権を引きわたしてしまって以来、京都学生戦線の闘いは困難な局面におかれてきた。政府は「新暴力法」をふりかざしてきた。ＩＬＯ問題は政府・社会党のとりひきのうちに危険な進行をみせている。憲法調査会答申が目前に迫ってきた。だが、労働者の闘いは、大衆運動の次元からいちじるしく後退した。かかるなかでの戦闘的学生運動の任務は、あらゆる困難をこえて「新暴力法」阻止闘争の大衆的展開、その徹底のうえに日韓＝憲法闘争への道をひらくことである。

困難は重層的である。凸出した運動部分への権力の集中砲火が、「安穏な」国民の「常識」・日常性の圧力の浸潤が、して反動的状況に追随し、敵にイデオロギーをうりわたしてそれと野合する代々木・民青のバッコが、戦闘的学生運動をとりまいている。

京都学生運動は、五・二〇闘争の直前に、一時重大な危機にさらされた。（五・二〇闘争採決にさいし、教養自治委員会での敗北）だが、五・二九闘争にむけて、大衆運動の宣伝・組織・討論活動の徹底化と、イデオロギー闘争の勝利的展開のうえに、その危機を克服してきた。五・二九闘争は二千名の大衆動員となって、日共の諸君の右翼方針をけって、反動状況に鉄槌を下すものとなった。

京大教養自治委員会は六四・四一で授業放棄を決定した。理学部・文学部はともにストで起った。社学同はいっさいの闘いを主導していることはいうまでもない。

（五・二九記）

市大社学同

全学選挙で勝利！

二十九日開票された市大全学自治会の選挙では、社学同九、森信成派五、現社系三で、再度戦闘的指導部が確立された。これはつづく、同大、京大の選挙等関西学生戦線に与える影響大である。

（一面からつづく）

額了承、配分交渉へ、横船も妥結へと向かいました。その時、御用幹部は鼻高々に、本給調整に協力したから業界最高の金額が出たと喜こびました。

本給調整をけり、いまだ闘いをつづけている菱労に対し、会社、刷同はここぞとばかり弾圧と切りくずしをかけて来ました。それは単独闘争か否かをめぐる全員投票（菱労中闘提案）にむけて最高潮に達しました。

＜色あせた二社協調路線＞

会社と刷同は切りくずしにやっきになりました。会社は定時攻撃（残業のとりやり）をかけ、さらには立神地区にロックアウトを通告しました。さらに勤怠要領の五月実施を通告しました。一方刷同は本給調整に協力せよと主張しました。

だがこの攻撃にも菱労労働者はひるみませんでした。長船働者は三菱二社の裏切りにもかかわらず闘いをつづけました。そしてこの結果石橋、浦和をはじめ続々と三菱二社の二、五〇〇円を突破しはじめました。

一方本給調整は三社三組合が合意しないかぎり調整不可能です。したがって、二社の配分交渉もゆきづまってしまいました。

長船社研は連日のビラでこれらのバクロを行ない、十二日の投票にむけとりくみました。その結果在籍の六〇・四％で「中闘方針どおり闘いを進める」ことが可決されました。

またこの投票は、単に春闘の続行かどうかを決めるものにとどまらず、組合を御用化路線から守るかどうかという、権利闘争といわれるべき方向に発展しました。したがって長船分会が約六〇％の賛成を得たことは、一応民社の浸透をくいとめたことを意味しています。ここに到って二社協調路線は少なくとも長船分会では全く色あせてしまいました。資本は御用幹部の思うほどお人好しでなく、また、造船労働者も御用幹部を支持しなかったのです。

＜全国の三菱に社研を組織せよ＞

投票の結果菱労の闘いはまだ続いています。だがもともと中闘は収拾の手段として投票を提起したことだし、結果がちょうど半数というわけでどのみち収拾の段階に入ったといえます。

この結果今年の春闘では御用幹部にとっては必ずしもうまくいったとはいえません。

しかしながら注意しなければならないことは、一番得をしたのは会社、三菱資本だということとです。資本は神船、横船の賃上げをトコトン切りつめた上に、御用幹部を利用して、菱労の闘いを孤立させ、そしてそれにロックアウトをはじめありとあらゆる攻撃をかけました。

今春闘のなかで大衆と密着し、闘いの中核となった社研は、これらの攻撃にへっぴり腰の同志会をつきあげ、原則的に反撃を組織しています。そしてそれとともに、「三労組を強くする会」（仮称）を提起しています。

企業連方式という巨大な構想のもとでの資本の攻撃に対し、戦線を拡大してゆく以外に展望はありません。

労働組合という機関をつうじてはもはや左派は受け身に立たされています。長船の経験は、直接大衆と結合した運動と活動家組織の重要性を教えています。

私たちは当面「強くする会」をもりたて、戦線を長崎から全国へと拡大することに努力しなければなりません。